

京都大学情報環境機構学術情報ネットワークシステムの提供サービス及び利用負担金規程

【平成24年4月27日 情報環境機構長裁定制定】

【平成29年2月22日 一部改正】

【令和2年3月19日 一部改正】

【令和3年1月22日 一部改正】

【令和4年12月8日 一部改正】

(目的)

第1条 この規程は、京都大学情報環境機構学術情報ネットワークシステム接続規程（令和2年3月19日情報環境機構長裁定。以下「**KUINS 接続規程**」という。）の規定に基づき、学術情報ネットワークシステム（以下「**KUINS**」という。）に関し情報環境機構（以下「**機構**」という。）が提供するサービスの内容及びに **KUINS** の接続に係る利用負担金の額及びその負担方法を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 **KUINS-II**（**KUINS 接続規程**第2条第1項第1号に定めるものをいう。以下同じ。）の接続に対するサービスの内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) グローバル IP アドレスによるインターネットとの通信サービス並びに **KUINS-II** 及び **KUINS-III**（**KUINS 接続規程**第2条第1項第2号に定めるものをいう。以下同じ。）との通信サービスの提供
- (2) DNS におけるドメインの割当及びレコードの登録
- (3) ファイアウォールによるパケットフィルタリング
- (4) 不正アクセスの監視並びに発見時の事象確認及び緊急対応
- (5) その他機構の運営委員会の議を経て、機構長が定める事項

2 **KUINS-III** の接続に対するサービスの内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) プライベート IP アドレスによるインターネットとの通信サービス並びに **KUINS-II** 及び **KUINS-III** との通信サービスの提供
- (2) サブネット単位での **VLAN** の提供
- (3) DNS におけるドメインの割当及びレコードの登録
- (4) ファイアウォールによるパケットフィルタリング
- (5) 不正アクセスの監視並びに発見時の事象確認及び緊急対応
- (6) その他機構の運営委員会の議を経て、機構長が定める事項

3 **L2VLAN**（**KUINS 接続規程**第2条第1項第3号に定めるものをいう。以下同じ。）の接続に対するサービスの内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) **L2** ネットワークの提供
- (2) その他機構の運営委員会の議を経て、機構長が定める事項

(サービスに付随する情報提供)

第3条 機構は、前条各項のサービスに付随して必要な各種技術情報を利用者へ提供するものとする。

(KUINS 利用負担金の月額)

第4条 KUINS-II の接続に係る KUINS 利用負担金の額は、グローバル IP アドレス 1 個につき月額 1,750 円とする。

2 KUINS-III 及び L2VLAN の接続に係る KUINS 利用負担金の額は、情報コンセント 1 ポートにつき月額 350 円とする。

(KUINS 利用負担金の免除及び減額)

第5条 前条の規定にかかわらず、遠隔地接続（京都大学情報セキュリティ対策基準（平成 21 年 3 月 2 日情報担当理事裁定）第 8 条に基づいて京都大学の遠隔地についての学内通信回線への接続が許可された学外通信回線を経由するものをいう。以下同じ。）により、KUINS-II 又は KUINS-III に接続する場合、KUINS 利用負担金を免除する。

2 KUINS-III において、複数の情報コンセントが同一の部屋にあり、同一 VLAN に所属する設定となっている場合、当該情報コンセント全てに係る KUINS 利用負担金は情報コンセント 1 ポート分に減額する。

3 KUINS-III において、機構が提供するサービスの一部又は全部を部局に委任する場合、機構の運営委員会の議を経て、当該サービスに必要な情報コンセントにかかる KUINS 利用負担金を免除又は減額することができる。

4 その他機構長がやむを得ない事情があると認めるときは、情報環境機構運営委員会の議を経て、KUINS 利用負担金を免除又は減額することができる。

(KUINS 利用負担金の算定)

第6条 KUINS 利用負担金は、毎月 1 日を当該月の利用開始日とする。前月の途中で利用を開始する申請を行った場合は、翌月の 1 日を利用開始日とする。

2 月途中で利用を終了する場合の KUINS 利用負担金は、1 ヶ月分として算定するものとする。

3 KUINS 利用負担金を本学における大学運営費並びに本学における受託研究費等、寄附金及び本学に交付される補助金で負担する場合、利用月数に応じて算定するものとする。

4 KUINS 利用負担金を本学で経理する研究者等に交付される補助金で負担する場合、利用申請は当該年度の 4 月から 11 月までに限る。この場合において、KUINS 利用負担金は、当該年度の 11 月末までに利用を終了するときは利用月数に応じて算定し、12 月以降の利用が生じるときは利用開始月から翌年 3 月までの利用がなされたものとして算定するものとする。

(KUINS 利用負担金の徴収方法)

第7条 KUINS 利用負担金の徴収は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 本学における大学運営費については、予算振替により徴収するものとする。

(2) 本学における受託研究費等、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替により徴収するものとする。

- (3) 本学で経理する研究者等に交付される補助金については、負担金通知書により請求するものとする。
- 2 前項に規定する徴収方法により難しいと機構長が認めた場合は、機構長が徴収方法を別に定めることができる。

(利用状況の報告及び調査)

- 第8条 機構長は、利用者に対し、その利用の状況について報告を求めることができる。
- 2 機構長は、サービスの安定稼働及び内容向上を目的として、その利用の状況を調査することができる。

(サービスの停止)

- 第9条 機構長は、利用者がこの規程又はこの規程に基づく定めに違反した場合その他機構の運営に重大な支障を生じさせる場合には、本サービスの利用の承認を取り消し、又は一定期間の利用の停止を行うことができる。

(サービスの一時停止)

- 第10条 機構は、関連設備の修繕保守、サーバのハードウェア及びソフトウェアの更新、サーバ及びネットワークの障害等、やむを得ない事情により本サービスを一時停止する場合は、速やかにその旨を利用者に通知するとともに、可能な限り一時停止が短時間となるよう努めるものとする。

(障害等対応及び利用者対応)

- 第11条 本サービスにおいて、障害等への対応及び利用者からの問合せへの対応は、原則として本学の定める正規の勤務時間内に行うものとする。

(機密保持)

- 第12条 機構は、本サービスの提供に際し、法令の定める場合を除いて、利用者の個人情報及び機密事項を利用者の許可なく第三者に提供してはならない。

(免責)

- 第13条 機構は、原則として、利用者が本サービスを利用したことにより生じる損害その他本サービスに関連して生じる損害について、一切の責任及び負担を負わない。天災、不慮の事故、障害等により利用者が本サービスを利用できないことによる損害賠償及び補償も、原則として行わない。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構に著しく明白な過失があった場合は、利用負担金を減額し、又は免除するものとする。

(その他)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。